

景品表示法違反事件調査経費（消費者庁表示対策課）

資料6-1

令和5年度予算（案）額 **84百万円**
（令和4年度予算額 61百万円）

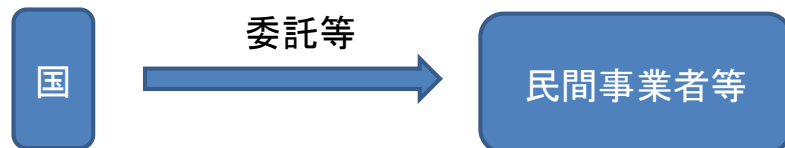
事業概要・目的・必要性

- 景品表示法は、不当表示及び過大な景品類の提供による顧客の誘引を禁止することで、一般消費者の利益を保護することを目的としています。
- 景品表示法に違反する行為に対しては、専門家等からの意見聴取、表示物の確認、試買、関係人からの事情聴取等、所要の調査の上、措置命令を行い、厳正に対処する必要があります。
- 特に最近では、新型コロナウイルスに対する効果を標榜する商品が多く出回っているところ、その効果に合理的根拠がないものや、表示されている有効成分を含有していないものも多く、これらに厳正に対応することが重要な課題となっています。
- また、調査の結果、所定の要件を満たす場合には課徴金納付命令を行う必要があります。

事業イメージ・具体例

- 違反事件端緒関係
違反事件に対しての調査活動のため、実地検査や専門家等からの意見聴取等を行います。
- 違反事件処理関係
被疑事業者等からのヒアリング、提出された資料の分析等を行うとともに、事件処理を迅速かつ適切に行うため、専門家等からの意見聴取等を行います。
- 効能・効果表示の違反事件調査関係
効能・効果をうたう表示について、専門家等からの意見聴取、参考人・関係人からのヒアリング、問題となった表示品の試買や試買品の分析調査等を行います。
- 課徴金制度関係
課徴金額の算定等のために参考人・関係者からのヒアリング等を行います。

資金の流れ



期待される効果

景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処することで、問題となった表示の是正や類似の表示を行う事業者に対する抑止効果が促進され、一般消費者の自主的かつ合理的な商品・役務の選択が確保されることが期待される。